

はじめにおことわり。

今回の話もあくまで個人の所感であること、わかりやすさを重視して、やや正確性を欠いている話であることをご了承ください。また、論文はほぼほぼ読み専、特許は読み書きしているので、内容としてはかなり特許より。論文は添え物程度にご覧ください。

野生のガチ専門家の方の目に止まって、ここは明らかに違うわよ！という項目があったらひっそり(Blueskyにひっそりとか無いですが)教えてもらえるとむしろありがたいです。ひっそり直します。

まずは軽いジャブから。

普段あまり触れる機会がない人たちからすると、(科学)論文も特許も、科学の発見？発明？のことを書いてあるんじゃないの？論文と特許って何が違うの？なんて疑問を持っていたり、そもそも興味がなかったりするかもしれない(後者のひとはそもそもこれを読んでないと思うけれど)。

結論から先に言うと全然違う。個々のケースによるゆらぎに関してはさておいて、総体として論文と特許を見比べると、一番の違いはその理念が利他的か利己的かの違い、じゃないかと個人的には思っている。異論は認める。

内容を一言に凝縮したタイトル、数段落程度にまとめた要旨、その後続く検討に至った背景、課題を解決するために行った実験手法の詳細と得られた結果、そこから導き出される考察に結論と、論文と特許の中身を比べてみると、確かにまあだいたい構成要素は近い。

ただ、さっきも言った通りその目的は大いに違う。違うどころか真逆だと言っていいくらい違う。

これも人によって、あるいは分野によって意見が異なるかもしれないけれど、論文というのは、研究者同士の一種のコミュニケーションツールだと思う。各々の研究者が、先行している研究を踏まえた、自身の新しい発見を公にする研究成果の発表の場でもあり、その内容を元に議論、反証、あるいは引用して更に発展させる、というある種の対話を促す媒体でもある。で、それらの活動を通じた最終目的は、須く科学技術の発展の礎になるため、といっても過言ではない。要は人類全体のための活動、その一環が論文の主目的、あるいは理念なんだと認識している。

では一方の特許はどうかというと、発明者(あるいは権利者)が自身の発明に対して権利主張をすることで、後発になる第三者がいたずらにその発明を利用して、本来発明者が享受すべき利益を損ねないようにする、ということが目的。要は世のためというよりは、自分の利を守るため、自分が損をしないがために特許は存在している。

人によっては、特許というものは自らが声高に権利を主張しなければいけない著作権、という捉え方をすると少しはイメージがしやすいかもしれない。

そんな論文と特許のスタンスの違いを如実に表しているのが、論文にはなく、特許のみ独自に記載がある部分。いわゆる請求項(クレーム)と呼ばれる部分だ。

請求項というのは、要はワイの発明はここからここまでの範囲やで、って主張を明確に宣言している部分であって、つまりは特許にとって最も大事な記載部分、と言える。

どれくらい大事なのかと言うと、第三者が出したある製品、あるいは技術、サービスなどが、自分の特許を侵害しているか、していないかを判断するとき、請求項の記載内容で基本的に全てが決まる。とはいっても、請求項はあくまで主張の要約に近いから、本当のところ、どこからどこまでの範囲を権利として主張しているのか？は請求項以外も読まないといけな。でもまず請求項を読みさえすれば、関係しそうかそうじゃないか、という初期の判断はつけられる。

ちなみに、特許は1報で1つの発明の権利主張するもの、と決まっている。特許の請求項を読むと、だいたい複数の請求項が記載されているのだけど、それらは全く別個の内容にはなってはいけな。請求項が後ろに来るものほど権利範囲は減縮していく構成になっているのが普通の書き方。権

利範囲は縮小していく(≡発明の汎用性は失われていく)代わりに、得られる結果は良くなっていく、という流れになっているのが普通。例外もあるけど。

まあなので、主張している権利の範囲、というものを仮に平面上に表現したら、一連の請求項は地図の等高線みたいに見えるようになってはいるはず。

そんな権利範囲の主張が何より大事な特許の特徴として、ターム(単語)の定義を請求項以外の部分、特許の内容を詳細に説明している、明細書と呼ばれる場所で説明していることが多い。

なぜそんな面倒臭いことをしなければいけないかというと、特許の請求項には一意性を持たせないといけない、というルールがあるから。一意性っていうのは、要は文章が一つの意味に読み取れるようになっている、他の解釈はできない文章になっている、という意味。つまり一つの請求項から複数の意味に読み取れるような内容は請求項、特許として認めてもらえない。

これは裏を返すと、たとえ一般的に複数の意味を持っているような単語を請求項内で使っても、あるいは造語であったとしても、その定義が明細書で明確に説明がなされていたら、一意性が保たれやすい、ということでもある。

例えば請求項内で10推しという謎の単位を使った特許だとしても、明細書内で推しとはある人間が特定の人物やキャラクター、作品、商品などに対して、熱心な支持や愛情を示している数量を意味する、と書けば極論OK(とはいえ実際はここまで突飛すぎると流石にNGが出ると思う)。

もう少し事例に近い例を挙げると、例えばプラスチックの板にある材料をある厚みで塗ったときに、可視光の透過率、ようは透明具合が改善されるよ、と請求項に書いたとする。

このとき、透過率というのは材料+プラ板の透過率なのか、あるいは材料だけの透過率なのか、請求項を読んだだけでは、どちらの意味にも取れてしまう。だから、前者と後者、どちらなのかも明細書中で定義してあげるか、あるいは測定方法などから読み取れるように記載しないといけない。

権利を主張するのが特許の目的だから、境界線を明瞭にしなきゃいけないよ、ってワケなのです。

ほうほう、特許くん、理念は悪くないやん、だって中華企業とかに発明をパクられないようにするんやろ？ と思うかもしれないけれど、すまない。現実はそんなに甘くねえんだ……。

なぜか。

例えば、同業他社は当然社内で行っている開発行為が近くなるので、自然と特許を書くに値するような技術も似通ってきてしまう。それはつまり、特許の内容も被りがちになっちゃうわけで。じゃあ他社同士でほぼほぼ同じ内容の特許が出てきたとして、そのときにどうやって白黒付けるのか？ その解決法が先願主義、という考え方。先願主義とは読んで字のごとく、要は先に特許を出願したもん勝ち、ということ。

それに加えて、さっきは説明しなかった、論文と特許の大きな違いに触れる必要が出てくる。建前上、特許も論文もなにがしかの発見、発展といった結果が伴っていないといけない上に、仮に同業の専門家が特許や論文に記載された実験内容を読めば、同じ実験がトレース、再現できればいけない、という縛りがある。

そして、論文ではその論文に書かれた実験や結果に偽りがいないか、論理に飛躍はないか、結論が妥当なものかどうか、第三者の専門家(だいたい提出先の学術誌と契約している現場の研究者、教授などが多い)のチェックが入る。

さらにさらに、執筆者はそれらを見越して、あるいは要求されて、論文の本文とは別に実際に行った実験の生データや、場合によっては検査機器の型番や校正記録に至るまで、細かいサポートデータの提出する。よって、論文をたった1報通すだけでもとんでもない労力が必要になる。出す側も、チェックする側も。ましてや論文は基本英文になる。つらいね。

一時期各種メディアを悪い意味で賑わせていた小保方さんのSTAP細胞の件も、今ではだいぶ昔の話になったように思えるかもしれないけれど、論文を出す人間にとって、あの事件を境に数段チェックが厳しくなってしまった。特に有名な学術誌ほど査読は厳しいものになっているし、科学論文全体を

見回しても、自分が院にいた一昔……いや二昔くらい前よりもだいぶ厳しくなっている体感はある。まあ小保方さん論文の件の捏造部分はだいぶザルだった、なんて話も聞いたりはするのだけれど。

話が逸れた。

とにかく、論文に記載する結果は厳密でないトリジェクト、要は突っ返されたりして受理されない。論文を無事通すために、論文の書き直しやデータの拡充に迫られる。

一方で、特許のチェック機構はというと、特許の記載内容がおかしくないかを見るのは、現場からは退いてしまった、特許庁にいる元企業研究者、とかになる。そうすると、論文に比べると出願される特許の数は膨大であることもあいまって、論文ほどの精度、時間をかけての判断はほぼ不可能になってしまう。

その結果どうなるか。特許というのは、一見して特許の要件を満たすだけの妥当性がある、立てた仮説に対して発明、つまり解決法に論理性がある主張をしていけば、発明として基本通ってしまう。実際には一切実験をしていなかったとしても、だ。

早く出したもん勝ちと結果の厳密性が担保されない、という2つが悪魔合体してしまうと、元々の発明者、権利者が受け取るべき権利を守ってあげよう！という崇高な理念はもはや形骸化した理想でしかなく。目の前に広がっているのは醜い企業同士の早いもの勝ち陣取りゲーム、ってわけ(´・`・´)クソわよ。

でも人間、どんなところにも商機を見出すもので、そういう特許の状況下で稀に発生するのが特許ゴロって呼ばれるような企業。自社ではほぼ何も開発はしてないんだけど、特許だけは色々数を打っていて、第三者の製品、技術が特許侵害していたら多額のライセンス料をふんだくる。それを会社の利益にしているような会社。一応合法なだけに本当に質が悪い。

だから、論文の、人類の科学技術の発展という理念と比べると、発展どころか大ブレーキになっている原因が実は特許という所感。

とはいえ特許、マクロな視点ではどう考えても害悪なのだけど、ミクロ視点では意外とそうでもなく。なぜなら、特に企業に所属する技術者にとって、特許というのは自身のポートフォリオとほぼイコールの存在だから。特許を読めば、書いた人が何が専門の技術者で、どの程度の技術、知識レベルなのか、というのが特許を読めばだいたいわかってしまう。

実際、自分にも特許を見て連絡させていただきました、なんてメール経由でスカウトがたまに来るし（それが良いことなのかどうかはさておき）

えっ、じゃあ特許を個人で出せばポートフォリオも形成できるし、あわよくばウハウハお金も入ってくるしで最高なのでは？ と思ったそこの貴方。甘い。目の付け所は悪くないけど、残念ながら世の中そんなに甘くないんだ。

さっきから、特許について話すときは企業、他社という表現を使っていたのに気づいていただろうか？ そう、現在世に公開されている特許の99%、いや99.9%以上は企業や大学など、どこかしの組織からしか出ていない（はず）。それは何故か？

これも人によって見解は変わってくるかもしれないけれど、主に3つくらい理由がある。

まず、個人が思いついた程度の発明が、企業や大学など、組織で研究しつつ生み出した研究成果に比肩し得るのか、というと、なかなか厳しそうというのは想像に難くないだろうと思う。それに、企業での研究成果物は個人ではなく企業に帰属するので、一会社員が会社で生み出した技術についての特許を、個人では出せないようになっている。発明者は個人だけど、権利者は個人が所属する団体、企業になってしまうわけだ。

2つ目の理由はやっぱりカネ。

特許はなにかと費用がかかる。ざっくり計算で、出願～登録までにだいたい80~100万円、その後、無事に特許が登録されたあとも、登録料が毎年20万円くらい必要になってくる。登録料を払わないと権利が抹消されてしまうから、仮に個人で特許を保有していても、他の誰かがその特許に抵触、あるいは使用させてほしい、と申し入れをしてくれないと、ただただ維持費だけが嵩んでいく。つれえわね。

3つ目の理由が、これも突き詰めていくと結局カネの話に帰結してしまうのだけど、特許が持つ効果範囲。

実は、特許の効力というものは国単位で区切られている。例えば日本で登録された特許は日本国内なら有効だけど、アメリカとか台湾とか韓国とか、他の国では権利主張できないようになっている。もしもその特許を他国でも権利行使したいのであれば、それらの国で改めて出願して登録されなければいけない。

ちなみに、他国に出願時は基本的にその国の母国語、あるいはその国が特許を書く際に使うことを認めた言語（まあだいたい英語なんだけど）、それらのいずれかに翻訳して出願する必要がある。さらにさらに、他国への出願時は別途カネが以下略。

加えて厄介なのが、特許が公開されることによる公知化。公知ってというのは文字通り公に知られた知識、技術のことを指すのだけど、その公知化も問題として引っかかってくる。

公知化問題に触れる前に、まず特許を満たす要件に触れておこう。

特許に必要な最低限な要件はたった2つ。それは発明に新規性と進歩性があること。新規性というのは、出願より以前には他の誰かがやっていなかった、新しい発明である、ということ。そして進歩性は、その新規な発明を実施した結果、新しい性能が付与される、あるいは既存のものよりも際立って優れた性能が発現できている、ということ。

もちろんそのどちらも満たすのは結構大変だけど、新規性の方がより厄介（主観）で、公知情報というのは出願以前に公になった情報。それは別に特許だけに限った話じゃなく、論文、学術誌に専門書、現物の製品、はてはネットの記事に至るまで全てが対象になる。なっていっても公になった情報、です。

ということで、外国出願まで考えたときの公知化問題に話を戻す。

一部の例外はあるものの、通常の特許は出願日から約1年半後に公開される（なぜ出願と公開に1年半もののタイムラグがある理由については後述する）。公開された瞬間、特許情報プラットフォーム（<https://j-platpat.inpit.go.jp>）で検索すれば、365日24時間誰でも閲覧可能になる。そして公知というのは、たとえ自分自身が書いた特許の内容であったとしても、その対象に入ってしまうのだ。

そうすると、本来同じ特許であるはずなのに、翻訳や海外での特許の手続きをもたもたしているうちに、元の特許が公開されてしまって、その瞬間特許が公知になってしまった結果、新規性が失われる、自家中毒を起こしてしまう、というわけ。先に触れた2つの問題も合わせて、これらを個人のチカラだけでこなせるか、と考えるとやっぱり容易じゃない。

だから特許はだいたい大学や企業など、なにがしかの団体から出願されることが大半になってしまう、というわけなのです。

とはいえ、3つ目の理由については救済措置もある。

それが特許協力条約、通称PCTという仕組み。PCTってどういう仕組みなのかというと、PCT出願というものをすると、いったんPCT加盟国全部に仮に出願したものとみなしてくれるというもの。2023年現在、約150カ国くらいの国がPCTに加盟している。もちろん日本も加盟している。

ただ、とりあえず加盟国に一斉に出願したとみなしてくれるものの、出願した日から30ヶ月、つまり2年半以内に、改めて実際に出願する国はココとココとココ、といったように出願国を指定する必要がある、しない国は自動的に取り下げられてしまう。

ただ、あくまでPCT出願をした日が出願日、と確定できるので、さっき言った他の国の出願手続きをしている間に元特許が公知しちゃう、という問題は起こらない。だから、諸手続きをしながらゆっくり翻訳やらをする猶予ができるわけだ。まあ猶予と言っても無限の猶予があるわけではないのだけど。ちなみに、台湾って半導体製造メーカーの最大手、TSMCがあつたりして昨今非常に活気づいている国なので、平たく言えば美味しい市場と言えるんだけど、2023年現在PCTには加盟していないので、もしも台湾にも特許を出願したい！と思ったときは、PCT出願に加えて別個に台湾に出願する必要があるので注意が必要だったりする。もちろん日本語を繁体字に翻訳するのも忘れずにネ！ あとやっぱりカネカネカネ！

ところで、特許を書くまでの猶予は無限には無い、って話をした。じゃあ何故無限には猶予がないのだろうか。それは特許の効力が維持される期間の問題があるから。特許の効力は20年間、って話は特許を普段扱っていない人でも耳にしたことがあるかもしれない。実は(多分)意外と知られていない事実として、特許の効力は登録日から起算するのではなく、出願日から起算する、というルールがある。

つまり、出願した日から20年を超えてしまうと、特許はその効果を失ってしまう。登録日から20年間じゃない。

その割に、特許は出願してから登録までやたらと時間がかかる。早期審査という一部の例外を除けば、さっきも言った通り出願から公開まで1年半。そこからようやく本格的に審査が始まって、やれこの請求項は公知だから新規性がない、この程度の性能向上では進歩性があるとは言えない、一意性がない、複数発明になっている、などなどといったやりとりを経て、それらが全てクリアされるとようやく登録になる。審査請求の回数次第によったりするのだけど、通常出願してから3～5年くらいはかかってしまう。

改めて、どうして出願から公開まで1年半も間があくんだ、という疑問が出るかもしれない。期間をあえて1年半もあける理由は、もし仮にすぐ公開してしまうと、他社から改良した類似発明がたくさん出願されて、元々の特許の価値が下がる、あるいは失われてしまう恐れがあるため。

でも、そんな簡単に改良特許が書けるのだろうか？ 結論から言うと書ける。それは何故か？

最初の方に特許には論理性があつて、新規性進歩性が主張できてさえしまえば成立してしまう、という話をしたのを覚えているだろうか。

特許はそういうザルさがあるので、参考にする元特許には記載されていない構成・パラメータを使って、さらに元特許には書かれていないような効果が発現できるんだ！ と主張したとする。その理由が荒唐無稽でなければ、新規性も進歩性もクリアできてしまうのだ。つまり特許の要件は満たせてしまえる。だから、ある程度その領域に関して技術の目鼻が利く人が書こうとするのなら、類似特許を書くのはそこまで難しい話じゃない。

ただもちろん、この問題は1年半後に特許が公開されてたときだって当然起こり得る。

だから、出願する技術が本当に重要で、かつ特許の価値をしっかりと考えられているような会社であれば、元特許を出願してから、それが公開される1年半の間に、自分たちで少しずつ構成や効果を変えた類似の特許を色々出しておいて、他社の特許が後から入る余地をなくそう、という対応をとる。この対応のことを特許網構築、なんて呼んだりする。

出願から登録までかなり時間がかかるということは、例えば出願してから5年後にようやく特許が登録になったとき、その5年の間に他社の製品がその特許で主張している権利範囲を抵触していた場

合は泣き寝入りなのか、なんて思うかもしれないが、流石にそこまで発明者に対して非道なシステムじゃない。特許が登録されたあと、その権利主張は出願日まで遡及できる。だから、登録さえ無事できれば、出した側は一応安心安全、ということになる。

でも逆の立場になって考えてみると、もし他社の特許が公開されたとき、自社の製品、ないし開発中の技術がその特許に抵触していたらさあ大変。ドッタンバットン大騒ぎのジャパリパークになってしまうんだな。

なので、そんな事態に陥ったときはみんなで手分けして該当の特許を隅々まで読み込みつつ、さらに色々過去の文献を漁りまくった上で、出願以前に出ていたこの文献のここにこう書いてあるから、御社の特許ってば新規性がないのでは？なんて、無効審判を起こさないといけなくなってしまう。あるいは、自分たちの製品と御社の特許を比較すると抵触しているとは言えない、という理論武装を予め固めて準備をしておいたり。どちらにしても結構な時間と労力がかかる。

再び出願した側に視点を戻してみると、無効審判されると非常に厄介。先方は先方で利益、つまり生活がかかっているのでもめちゃくちゃ真剣に調べた上で指摘してきてるわけだし。さらにはさっきも言った通り、特許庁からも色々とツッコミが入ってきたりして、それらに対して、自分の特許にはこう書いてあるから指摘された文献の記載は公知とは言えない、ここでこう書いてあるから貴方の主張は正しくない、といった反論を試みる。あるいは指摘を反論しきれない場合は請求項、つまり権利範囲を減縮してなんとか通そうとしてみたり、そういう諸々の荒波を超えてようやく特許の登録にこぎつけることができる。

またまた、他社に特許を出願されてしまった側の立場に戻そう。登録されてしまった他社の特許に対して、自社の製品がどうしてもその特許を回避できそうにない！となったとき。取れる手段はだいたい3つほどある。

1つ目は特許に抵触しないよう、開発のやり直し。どれくらい致命的に手戻りするかにもよるけれど、それまでの開発工数が無駄になってしまうので、場合によっては大きな痛手になる、こともある。

2つ目は他社に特許使用料を払って、使用権を許諾してもらう、ライセンス契約を結ぶというもの。もちろんそういった使用料を払ったうえで製品が世に出る際は、このライセンス料も値段に上乗せされてしまう。これも、本来の値段で手に取ってくれたであろう顧客を逃すかもしれないので、やっぱり痛手になってしまう。

最後、3つ目はクロスライセンスという手段。クロスライセンスというのは、要は弊社の特許を使わせてあげるから、代わりに御社の特許も使わせてくれない？という契約のこと。特許の内容が干渉するときは同業他社であることが多いから、意外とここが落とし所になるパターンもある。表面上はどちらも損をしていないしね。でも、相手が同業他社ではなくて特許ゴロだったときは……南無。

そうそう、一応4つ目として、ちょっとくらい特許侵害してもバレないだろうと、こっそり使い続ける、なんて選択をする会社も世の中にはもしかしたらいるかもしれない。まあ、こういうことを考えるのは基本お排泄物な会社のはずだし、もしバレたら多額の賠償金と遡及したライセンス料を強制的に払う羽目になるんだけどね。汚物は消毒だー！

特許って出願さえすれば時間や手間がかかったとしてもなんやかんや成立するわけじゃないの？という疑問がもしかしたら湧いているかもしれない。実は特許、出願しても登録しない、できない場合も全然ありえる。種々の審査請求に対して、どう減縮しても新規性ないし進歩性が捻り出せない、あるいは減縮し続けた結果、新規性と進歩性自体は担保できたものの、結果、特許としての価値が薄れたり、無くなってしまうパターンだってある。さっきも言った通り、特許は決して安くはないし、あまり価値のない特許を多く抱え込んでみただけの負債にしかならない。または、出願した当時は価値があったけれど、登録までに時間が経った結果、価値が薄れてしまうパターンだってある。

よって、そういうときは諦めて取り下げざる、あるいは特許の登録料の支払いを止める、という選択になる。ただし、公開さえされていれば、審査取り下げをしても公開情報自体はずっと残り続けてくれる。

だから、出願して1年半待てば特許が公開されることを逆手に取って、特許化するつもりはさらさらない、もしくは、はじめから特許化が難しいとわかっていてもあえて出願する、なんて戦略も存在する。なぜそんなことをわざわざするかというと、公開することで情報を公知化して、その特許の公開以降、他社もその技術の特許化できないようにするのが狙い。

またまたさらに逆に、あえて自社技術の特許出願しないままにしておいて、その技術をブラックボックス化する、というパターンもあったり。ただ、こっちは最近はまだあまり主流ではないと思う、多分。なんだかんだ言って、優れた製品というのは同業他社に買われたあと、分解されたりして技術解析される、なんてことはよくあったりするのですね。

さてさて、ここまで特許の話はかなり長くしてきたが、最後にさりと論文の話もしておきたい。

理由は、SNSがここまで普及した昨今だからこそ、たまに流れてくる論文の信憑性がある程度わかるようになっていた方が良くかなと思ったからだ。で、論文に関して最低限押さえておいた方が良いのはハゲタカジャーナルとIFについて。これだけでもなんとなく理解しておけば、今後のSNSライフにも役に立つと思う。

いきなりそれらに触れる前に、前置きから始めたい。NatureやScienceみたいな、誰でも名前を知っている学術誌(ジャーナル)から、とってニッチな話題(研究領域)に限定したジャーナルまで、世の中には多種多様な学術誌が存在している。

世の研究者たちは、自分の研究成果の大きさや社会に与えるインパクトなどを鑑みて、どのジャーナルに投稿するかを考える。そのとき、単に結果を纏めて考察して結論を出せたら即掲載、というわけじゃない。

実験内容が科学的に正しいプロセスを踏んでいるか、得られた結果から導き出された考察、結論に飛躍はないか、データに矛盾がないか。そういうことを利益相反のない、第三者の目で厳しくチェックする機構。それを査読と呼ぶ。やっていることは特許の審査請求に似ているけれど、それよりだいぶ厳密だ、ということは先にも触れた。

ただし、学術誌は公の機関から出されるものじゃなく、あくまで、基本的に非営利団体とか出版社とかから発刊されるものなので、その質はピンキリ。中でも査読はろくにされない、査読がないので結果論文の信憑性も低い、そんな質の悪い論文ばかりあえて集めたような学術誌もある。

それが通称ハゲタカジャーナル。

ハゲタカジャーナルの厄介なところは、その業界に詳しくなければ、雑誌名を見ても一目でハゲタカジャーナルか否かを見分けることが非常に難しい点にある。

普通、学術誌は論文の著者には掲載料をほとんど課さない。その代わりに、掲載された論文を読みたい他の研究者・団体などから費用を取る仕組みになっているところが多い。

ハゲタカジャーナルは真逆で、著者から高い掲載料をふんだくって、その代わりにオープンアクセス、つまり誰でも全文を見れる、という形式を取っている。要はお金さえ積んでしまえば〇〇に効果を実証して論文になりました、と普段論文とは縁がない一般人に対して箔をついた研究だと見せかけることができるってワケ。

さらに一点注意なのが、オープンアクセスの学術誌全てがハゲタカジャーナル、というわけでもないという点。例えば、たくさん学術誌を扱っている大きめの出版社が、それらうち一部の学術誌をオープンアクセスにしている、なんて場合もよくある。

これはとてもありがたい話ではあるけど、一方でハゲタカジャーナル、つまり胡散臭い論文かそうじゃないかを見分けたい人にとってはい困りものだったりする。

じゃあどうやってハゲタカジャーナルかそうじゃないかを見分ければいいのかというと、やはりまずはSNSなどを活用して、その業界の信頼できそうな専門家が引き合いに出している論文の掲載元が否か、というのがやっぱり一番手っ取り早く確実だと思う。なんといっても専門家ですしおすし。

でも、もしも自分で判断したいのなら、『ハゲタカジャーナル 検索』ってググってみると色々チェックできるサイトが出てくる。例えば、安全なオープンアクセス誌リスト、あるいはハゲタカジャーナルリスト、などなど。

これらのサイトを活用して、自分が見ている論文の掲載元がハゲタカジャーナルかどうかを調べるのが方法の1つ。

もう1つがIF(インパクトファクター)を調べてみるという方法になる。

IFが何かというと、科学系の学術誌の相対的な影響力の大きさを測る指標の1つ。その雑誌に掲載された論文が、1年あたりに引用される回数の平均値から算出される。要するに、たくさん引用されている論文が多い⇨不特定多数の研究者から見ても価値のある論文が多く掲載されている、ってことなので、IFはハゲタカジャーナルか否かを判断する良い指標になる。誰だって胡散臭い論文を自分の論文の引用元に使いたくないからね。

ちなみにIFの調べ方は『Nature IF』みたいな感じで、掲載誌名とセットで検索すればだいたいすぐにヒットしてくれる。

ただ、こっちも1つ注意しないといけない点がある。IFは先ほども言った通り、あくまで相対的指標でしかない。だから、分野によって値がブレてしまう。だから、やっぱり最初は信頼できそうな専門家が引用する信頼できそうなジャーナルのIFを調べて、そこと比べてこの雑誌のIFはどれくらいかな？と見比べるのが良いと思う。

というわけで、胡散臭い論文の胡散臭い主張に騙されない惑わされない、有意義なSNSライフを！